エコアクション２１

環境経営レポート

— Living with the Earth. —

NOHARA GROUP

有限会社オー・エス収集センター

第 14 版　　令和 5 年 12 月 1 日発行

（取組期間：令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月）

目　次

１．　環境経営方針 1

２．　会社概要 2

３．　環境経営目標と実績 13

４．　環境経営計画と取組結果 16

５．　環境関連法規への違反・訴訟などの有無 18

６．　代表者による全体の評価と見直し 20

７．　その他の活動 20

８．　組織図 22

１．　環境経営方針

有限会社オー・エス収集センターの使命は、各種の産業廃棄物の適正処理を推進し、これらの活動における環境負荷を低減することにある。その為には、適切な組織体制の構築、必要な人財及び物質的資源の準備を図り、環境負荷に対する削減目標を定める。

有限会社オー・エス収集センターの事業活動における環境影響項目の中で、特に以下の項目の継続的改善に努める。

・　管理型処分場からの排水の無害化処理の徹底による水質汚濁の防止

・　場内の騒音、臭気の低減

・　場内の運搬車両の走行速度規制による大気汚染及び騒音、粉塵の低減

・　エネルギー使用量の削減（省エネ）による地球温暖化の防止

・　天然資源枯渇への配慮によるリサイクルの徹底

□　化学物質の適切な取り扱いと管理による環境負荷の低減

有限会社オー・エス収集センターは、全上記項目を改善する為に、目的及び目標を定め、環境改善行動計画を作成し、各部門、各担当まで周知徹底し、その実施と環境保全に向け、従業員一丸となって邁進する。また、定期的にそれらの達成度の評価、見直しを行うとともに、必要に応じ環境マネジメントシステムを改善する。

有限会社オー・エス収集センターは、全ての関連する環境に関する法規、法令を把握するとともに、それらを確実に厳守し事業活動を行う。また、地域との環境管理に関しての協定を結んでいるものについても厳守することを約束する。

有限会社オー・エス収集センターは、教育・訓練及び日常の管理活動を通じて、当社の全従業員及び関連する事業者に対し、環境方針を伝達し、理解を求め、環境マネジメントシステムの維持に努める。

有限会社オー・エス収集センターは、「地域コミュニケーション」・「環境モデル事業」の積極的展開を目指す。

又、2014 年 4 月に開設したグループホームのはら荘においても該当する上記取組みについて積極的に展開していく。

2007 年 4 月 1 日制定
2014 年 4 月 1 日改定
2019 年 2 月 20 日改定

有限会社オー・エス収集センター
代表取締役　野原　雅浩

２．会社概要

２．１　会社の概要

（１）事業者名及び代表者名

有限会社　オー・エス収集センター

代表取締役　野原　雅浩

（２）設立

昭和 55 年 9 月 12 日

（３）資本金

1,000 万円

（４）事業所の所在地

本社　：熊本県熊本市北区楠野町 1046－2

植木事業所　：熊本県熊本市北区植木町鐙田 1475

グループホームのはら荘：熊本県熊本市北区明徳町 1306－4

柳川太陽光発電所　：福岡県柳川市大和町塩塚字孫の浦 934-2

農場　：熊本県熊本市北区大鳥居町 533-1 地内

（５）環境管理責任者及び連絡先

管理部長　前田　慎一　　TEL：096－245－0110

（６）事業年度及び取組期間

事業年度：2 月～翌年 1 月

環境年度：10 月～翌年 9 月

取組期間：令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月

２．２　事業の概要

（１）事業内容

- 産業廃棄物の最終処分業
- 産業廃棄物の中間処理業
- 特別管理産業廃棄物最終処分業
- 産業廃棄物の収集運搬業
- 一般廃棄物の中間処理業
- 一般廃棄物の収集運搬業
- 汚染土壌処理業（埋立処理・分別等処理）
- グループホーム運営
- 太陽光発電事業
- 農業（花卉農業）

（２）許可内容

・　産業廃棄物処分業

①　熊本市　　許可番号 08141005383 号

許可の年月日　　：令和 5 年 9 月 11 日

許可の有効年月日：令和 12 年 9 月 10 日

【事業の範囲】

○中間処理業(破砕・分級)

産業廃棄物の種類：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

○中間処理業（破砕・分別）

産業廃棄物の種類：燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、自動車等破砕物（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

○中間処理業（選別・圧縮）

産業廃棄物の種類：燃え殻（水銀使用製品産業廃棄物を含む。ただし、廃乾電池に限り、判定基準に適合しないものを除く。）、汚泥（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）及び内容物として封入された有機性のものに限り、判定基準に適合しないものを除く。）、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃酸（内容物として封入されたものに限る。）、廃アルカリ（内容物として封入されたものに限る。）、廃プラスチック類、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ（内容物として封入されたものに限る。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

○中間処理業（固化）

産業廃棄物の種類：燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）、汚泥（無機性に限り、判定基準に適合しないものを除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん（粉粒体運搬車による受入れに限る。）（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

○中間処理業（圧縮）

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

○中間処理業（破砕）

産業廃棄物の種類：木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、廃プラスチック類ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

○中間処理業（乾燥）

産業廃棄物の種類：汚泥（内容物として封入されたものに限る）、廃酸（内容物として封入されたものに限る）、廃アルカリ（内容物として封入されたものに限る）、動植物性残さ（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く）

○中間処理業（破砕・選別〈移動式〉）2101 号

産業廃棄物の種類：木くず、廃プラスチック類、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、繊維くず（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く）

○中間処理業（破砕・選別〈移動式〉）2102 号

産業廃棄物の種類：木くず、廃プラスチック類、紙くず、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、繊維くず、ゴムくず（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く）

○中間処理業（選別・分級〈移動式〉）

産業廃棄物の種類：木くず、廃プラスチック類、紙くず、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、繊維くず、ゴムくず（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く）

○最終処分場（安定型埋立）【産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書提出済】

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

○最終処分場（管理型埋立）

産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥（有機性にあっては、熊本市明徳町上市迫 1 番外に設置された浸出水処理施設から排出されたものに限り、自ら処分するために処理したものに限る。また、判定基準に適合しないものを除く。）、廃油（タールピッチ類に限る。）廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、13 号廃棄物、自動車等破砕物（これらについて石綿含有産業廃棄物であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。紙くず、木くず、及び繊維

くずについては安定型産業廃棄物に付着したものに限る）

② 熊本市　　許可番号 08181005383 号
許可の年月日　　：令和元年 12 月 5 日
許可の有効年月日：令和 8 年 12 月 4 日
【事業の範囲】　特別管理産業廃棄物処分業（管理型埋立）
産業廃棄物の種類：廃石綿等

・ 産業廃棄物収集運搬業

熊本県　　許可番号 04301005383 号
許可の年月日　　：令和 3 年 9 月 1 日
許可の有効年月日：令和 10 年 8 月 31 日
【事業の範囲】　収集運搬業（積替及び保管行為を含まない）
産業廃棄物の種類：

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
燃え殻	○	－	○
汚泥	○	○	○
廃油	○	○	－
廃酸	－	○	○
廃アルカリ	－	○	○
廃プラスチック類	○	○	－
紙くず	○	－	－
木くず	○	－	－
繊維くず	○	－	－
動植物性残さ	－	－	－
ゴムくず	○	○	－
金属くず	○	○	－
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器	○	○	－
鉱さい	－	－	○
がれき類	○	－	－
ばいじん	－	－	○
13 号廃棄物	－	－	－

福岡県　　許可番号 04000005383 号

許可の年月日　　：平成 30 年 6 月 13 日

許可の有効年月日：平成3 7年 6 月 12 日 2025年

【事業の範囲】　収集運搬業（積替及び保管行為を含まない）

産業廃棄物の種類：

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上 3 品目については、自動車等破砕物を含む）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、鉱さい、がれき類、ばいじん、13 号廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん等を含む。）

鹿児島県　　許可番号 04605005383 号

許可の年月日　　：平成 30 年 12 月 19 日

許可の有効年月日：平成 37 年 12 月 18 日

【事業の範囲】　収集運搬業（積替え・保管行為を除く。）

産業廃棄物の種類：

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）金属くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）燃え殻（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）廃酸（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）動植物性残さ　13 号廃棄物

熊本市　　許可番号　第 08111005383 号

許可の年月日　　：令和 5 年 5 月 18 日

許可の有効年月日：令和 12 年 5 月 17 日

【事業の範囲】　収集運搬業（積替え・保管行為を含む。）

産業廃棄物の種類：

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
燃え殻	○	○	○
汚泥	○	○	○
廃油	○	○	－
廃酸	－	○	○
廃アルカリ	－	○	○
廃プラスチック類	○	○	－
紙くず	○	－	－
木くず	○	－	－
繊維くず	○	－	－
動植物性残さ	－	－	－
ゴムくず	○	○	－
金属くず	○	○	－
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器	○	○	－
鉱さい	－	－	○
がれき類	○	－	－
ばいじん	－	－	○
13 号廃棄物	－	－	－

積替え・保管行為ができる産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
廃プラスチック類	－	○	－
金属くず	－	○	－
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器	－	○	－

※施設の面積：5 ㎡　　最大保管量：5 ㎥

- 一般廃棄物処分業
- 熊本市　　許可番号　第 2-12 号

  許可の年月日　：令和 4 年 10 月 25 日

  許可の有効期限：令和 6 年 10 月 24 日

【事業の範囲】
中間処理業（選別・圧縮）
一般廃棄物の種類：廃プラスチック類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類
廃繊維類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類
（これらのうち特別管理一般廃棄物であるものを除く。）

・ 一般廃棄物収集運搬業　熊本市　　第 20R－59 号
許可の年月日：令和 4 年 4 月 1 日
許可の期限　：令和 6 年 3 月 31 日
【事業の範囲】　業種：収集運搬業（積替・保管行為を除く。）
品目：　ごみ（事業ごみと臨時の家庭ごみ）

・ 汚染土壌処理業　　熊本市　　許可番号第 1540011001 号
許可の年月日：令和 2 年 4 月 1 日
許可の期限　：令和 7 年 3 月 31 日

〈汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態〉
〇埋立処理施設
受け入れられる特定有害物質：第一種特定有害物質、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質
受け入れられる特定有害物質の汚染状態：第二溶出量基準に適合
〇分別等処理施設
受け入れられる特定有害物質：水銀及びその化合物並びにＰＣＢを除く第二種及び第三種特定有害物質
受け入れられる特定有害物質の汚染状態：第二溶出量基準に適合

・ グループホーム（共同生活援助〈外部サービス利用型〉）
熊本市指令（障保）第 285 号
指定年月日　　令和 2 年 4 月 1 日
指定の有効期間満了日　令和 8 年 3 月 31 日
居室　6
入居対象者　知的障害　精神障害　身体障害　難病患者
・太陽光発電事業
有限会社オー・エス収集センター本社水処理施設とリサイクル施設屋根及びグループホームのはら荘屋根、柳川

（３）保有施設

・　処理施設（本社）

種　　類：中間処理【破砕・分級】
設 置 場 所：熊本市北区楠野町字板倉 1046 番地 1 外
設置年月日：平成 6 年 4 月 11 日
処 理 能 力：180t／日

種　　類：中間処理【破砕・分別（移動式）】
設 置 場 所：熊本市北区明徳町字上市迫 1 番地外地内（駐機場）
設置年月日：平成 16 年 6 月 4 日
処 理 能 力：48t／日

種　　類：中間処理【選別・圧縮】
設 置 場 所：熊本市北区楠野町字板倉 1010 番地 1 外
設置年月日：平成 22 年 10 月 13 日
処 理 能 力：25.0t／日

種　　類：中間処理【固化】
設 置 場 所：熊本市北区楠野町字板倉 1046 番地 1 外
設置年月日：平成 26 年 12 月 24 日
処 理 能 力：179.2 ㎥／日

種　　類：中間処理【破砕】
設 置 場 所：熊本市北区楠野町字板倉 1010 番地 1 外
設置年月日：平成 31 年 3 月 28 日
処 理 能 力：木くず：2.49 t /日　紙くず：1.73 t /日　繊維くず：0.67 t /日
ゴムくず：2.45 t /日　廃プラスチック類：1.86 t /日
ガラ陶くず：2.96 t /日　がれき類：2.9 t /日　金属くず：2.75 t /日

種　　類：中間処理【圧縮】
設 置 場 所：熊本市北区楠野町字板倉 1010 番地 1 外
設置年月日：平成 29 年 11 月 10 日
処 理 能 力：廃プラスチック類：12.3 t /日、紙くず：80.39 t /日、繊維くず：51.41 t /日、金属くず：267.78 t /日、ガラスくず及び陶磁器くず：236.88 t /日

種　　類：中間処理【乾燥】
設 置 場 所：熊本市北区楠野町字板倉 1010 番地 1 外
設置年月日：令和 1 年 11 月 1 日
処 理 能 力：1.2 t /日

種　　類：中間処理【破砕・選別（移動式）】第 2101 号
設 置 場 所：熊本市北区明徳町字割頭 1428 番（駐機場）
設置年月日：令和 3 年 8 月 2 日
処 理 能 力：廃プラスチック類 179.04 t /日、木くず 281.28 t /日

種　　類：中間処理【破砕・選別（移動式）】第 2102 号
設 置 場 所：熊本市北区明徳町字割頭 1428 番（駐機場）
設置年月日：令和 3 年 8 月 2 日
処 理 能 力：廃プラスチック類 40.57 t /日、木くず 39.46 t /日
がれき類 41.14 t /日

種　　類：最終処分【安定型埋立】産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書提出済
設 置 場 所：熊本市北区明徳町字大道下 1320 番地 1 外
設置年月日：平成 9 年 11 月 25 日（平成 20 年 5 月 2 日終了届提出）
処 理 能 力：埋立面積　45,155 ㎡　　埋立容量　400,000 ㎥

種　　類：最終処分【管理型埋立】
設 置 場 所：熊本市北区明徳町字上市迫 1 番地外
設置年月日：平成 9 年 11 月 25 日
処 理 能 力：埋立面積　47,883 ㎡　　埋立容量　687,000 ㎥
残余容量　約 113,000 ㎥（R.4 年 10 月現在）
埋立完了予定　平成4 3（2031 年）年 3 月

・ 処理施設（植木）
種　　類：中間処理【選別・圧縮】
設 置 場 所：熊本市北区鐙田字寒田 1475-1 外
設置年月日：平成 29 年 11 月 10 日
処 理 能 力：40.3t／日

・ 車両・重機

油圧ショベル：18台　　散水車　：　2　台
10t脱着式コンテナ車：2台　　4ｔ運搬車：1台
10t深型ダンプ：1台　　6ｔ運搬車：1台
10ｔダンプ：1台　　乗用車：10台
4t脱着式コンテナ車：2台　　タイヤショベル：2台
4ｔダンプ：2台　　フォークリフト：4台
2ｔダンプ：3台　　トロンメル：1台
6ｔガット車　:1台　　ガラパゴス：1台
パッカー車：12台　　2軸破砕機（移動式）：1台
1軸破砕機（移動式）：1台　　移動式ふるい機　：1台
内、産業廃棄物収集運搬車両：大型車両：7台、中型車両:5台、小型車両：4台【合計：15台】

（4）事業規模

内容	単位	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
売上高	千円	1,624,157	1,671,109	1,616,778	1,277,733
従業員数	人	48	48	48	48
収集運搬量(産廃)	m^3	5,840.0	3790.2	4655.7	5348.1
収集運搬量(一廃)	m^3		2807.1	4316.0	5224.2
中間処理量(産廃)	m^3	25,926.8	9891.8	12272.5	15316.8
中間処理量(一廃)	m^3		2606.9	2562.0	4712.9
最終処分量(産廃)	m^3	36,934.3	25014.8	24091.5	22641.1
最終処分量(一廃)	m^3		14938.3	10106.6	6007.6

処理工程図

○最終処分施設

管理型埋立：廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物
自動車等破砕物、廃油（タールピッチ類）

安定型埋立：平成20年5月2日　終了届提出済

〇中間処理施設

破砕・分級

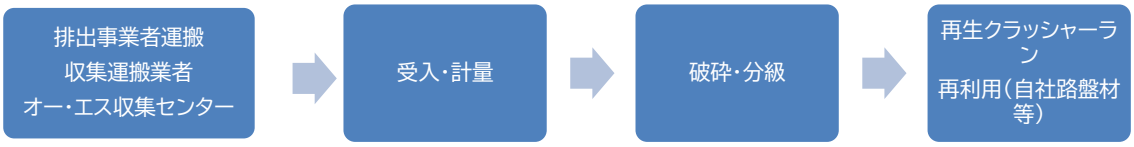

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、鉱さい

破砕・分別

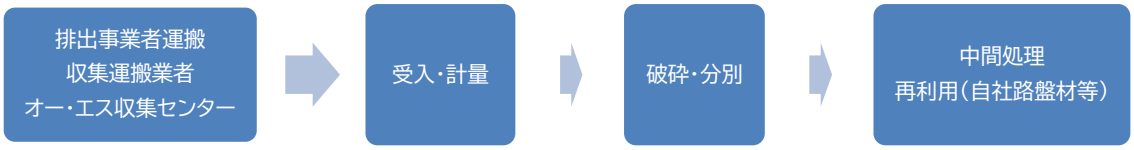

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず、紙くず、燃え殻、廃プラスチック類、繊維くず、金属くず、鉱さい、がれき類、自動車等破砕物

選別・圧縮

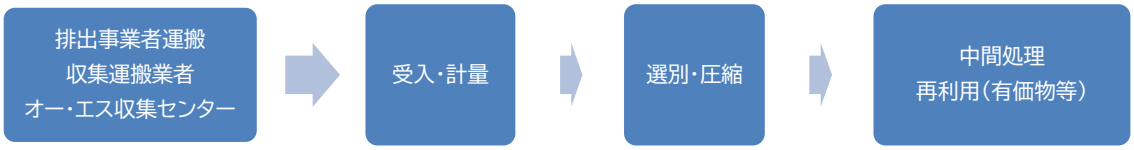

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず、紙くず、廃プラスチック類、繊維くず
金属くず、がれき類、汚泥（廃乾電池）、廃酸（内容物として封入されたものに限る）、廃アルカリ（内容物として封入されたものに限る）、燃え殻、廃油（タールピッチ類に限る。）
動植物性残渣（内容物として封入されたものに限る。）

固化

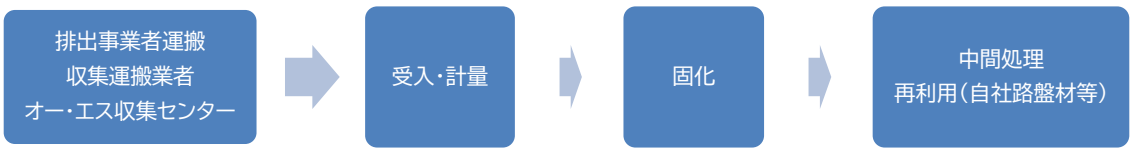

燃え殻（判定基準に適合しないものを除く）、汚泥（無機性に限り、判定基準に適合しないものを除く）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん（粉粒体運搬車による受入れに限る）

圧縮

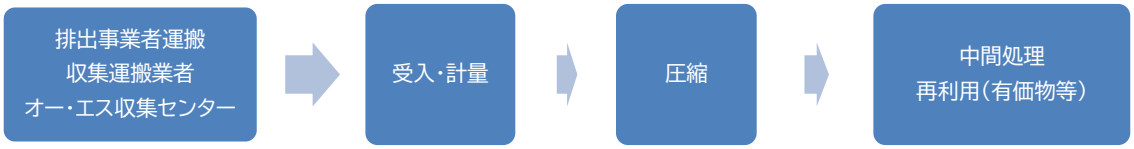

廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

破砕

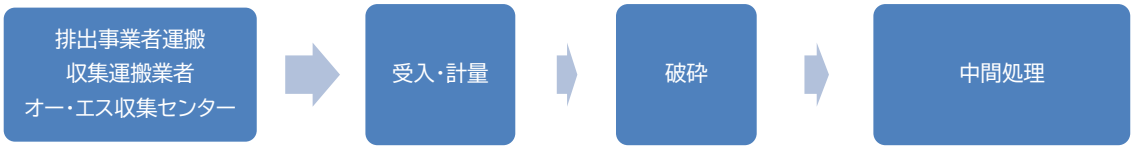

木くず、ゴムくず、がれき類、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

乾燥

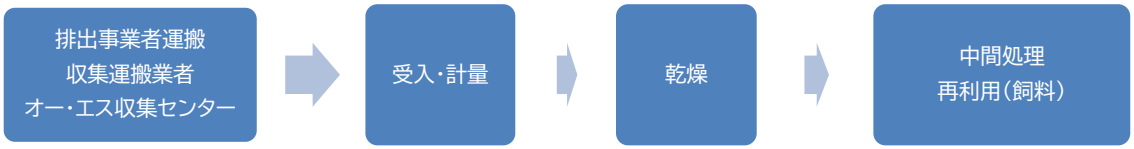

汚泥、廃酸、廃アルカリ（これらのうち内容物として封入されたものに限る）、動植物性残さ（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く）

破砕・選別、選別・分級

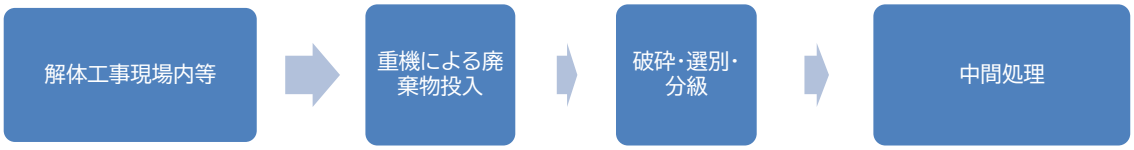

廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず、がれき類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

３．環境目標と実績

３．１　過去の環境負荷の実績

過去３年分の環境負荷の実績を下表に示す。

二酸化炭素排出量は、受注した仕事量によって変動するため、総量と併せて売上百万円当りの環境負荷も示す。

項　目		単　位	R1 年度	R2 年度	R3 年度
二酸化炭素排出量	総量	kg-CO2	714,366	790,602	811,650
	売上百万円当り	kg-CO2/百万円	561	473.1	501.9
水使用量	上水	m^3	532	744	671
	地下水	m^3	3,890	3,230	3,890
廃棄物取扱量	収集運搬量	m^3	4,791.1	3,790.2	4,655.8
	中間処理量	m^3	16,769.9	12,498.7	14,834.5
	最終処分量	m^3	30,757.5	39,953.1	34,198.1

３．２　環境経営目標

水使用量については、環境に配慮した目標とする為、平成 28 年度を基準として使用量削減に取り組んでいく。

項　目		単　位	基準	R1 年度	R2 年度	R3 年度	**R4 年度**	R5 年度	R6 年度	R7 年度
二酸化炭素排出量	売上百万円当り	kg-CO2/百万円	1064	980	975	975	**975**	970	970	970
	削減率	%	—	-8	-8.5	-8.5	**-8.5**	-9.0	-9.0	-9.0
水使用量	上水	m^3	500	497.5	497.5	495	**495**	495	494	494
	削減率	%	—	-0.5	-0.5	-1.0	**-1.0**	-1.0	-1.2	-1.2
	地下水	m^3	4,372	4,350.1	4,350.1	4,328.3	**4,328.3**	4,328.3	4319.5	4319.5
	削減率	%	—	-0.5	-0.5	-1.0	**-1.0**	.1.0	-1.2	-1.2
廃棄物取扱量	収集運搬量	m^3	—	—	—	—	**—**	—	—	—
	中間処理量	m^3	—	—	—	—	**—**	—	—	—
	最終処分量	m^3	—	—	—	—	**—**	—	—	—
	リサイクル率	%	83.38	83.79	84.21	84.62	**85.04**	85.44	85.85	86.26
	残渣	%	1.00	1.00	1.00	1.00	**1.00**	1.00	1.00	1.00

・グリーン購入については対象としている事務用品は 100%購入しており、継続して活動を実施する。

３．３　取組期間の環境負荷の実績と確認・評価（令和４年 10 月～令和５年９月）

令和４年度は、二酸化炭素排出量は売上百万円当たり排出量が 716.8 kg（915957.4 kg）となり目標を達成した。

水使用量については、地下水使用量、上水使用量とも使用量増加の為目標を達成できませんでした。

項　目		単　位	環境目標	実績	達成状況
二酸化炭素排出量	総量	kg-CO2	—	915957.4	—
	売上百万円当り	kg-CO2/百万円	975	716.8	○
	削減率	%	-8.5	-32.6	
水使用量	上水	㎥	495.0	721	×
	削減率	%	-1.0	144.2	
	地下水	㎥	4,328.3	15964	×
	削減率	%	-1.0	365.1	×
廃棄物取扱量	収集運搬量（産廃）	㎥	—	5348.1	—
	収集運搬量（一廃）	㎥	—	5224.2	—
	最終処分量	㎥	—	28648.7	—
	中間処理量	㎥	—	20029.7	—
	リサイクル量	㎥	—	15698.3	—
	リサイクル率	%	85.04	78.4	×
	残渣	%	1.00	0.22	○
	廃棄物として処理（最終以外）	㎥	—	841.3	—

※電気の使用に伴うＣＯ２排出量の算定については、係数として九州電力の 2022 年度調整後排出係数の 0.000453 ｔ-co2/kwh を使用しています。

※リサイクル量とは有価で取引されたもの以外に自社で有効活用されたものを含んでいます。

※リサイクル量＝中間処理量-残渣量

※リサイクル率＝リサイクル量/中間処理量

※R.4 年 10 月～R.5 年９月の売上高：1,277,733 千円

【グループホームのはら荘の電気・水使用量、太陽光発電量】

期間中におけるグループホームのはら荘での水使用量（事業者分として）84.0 ㎥、同じく電気使用量は 16,944ｋＷｈ、太陽光発電量は 17,697ｋＷｈでした。

4. 環境経営計画と取組結果

部署	環境目的	活動内容	取組結果	今後の活動計画
管理型埋立部	騒音発生の抑制	・重機操作を丁寧に行う ・防音型重機の導入	○	継続して活動を実施する
	粉塵の低減	・場内散水　・搬入路整備 ・防塵ネットの設置	○	他の用水の確保を検討する 継続して活動を実施する
	埋立地内への酸素供給	・ホースガス管を使用しグリ石固体化廃棄物（13 号廃棄物）で囲い設置作業をする	○	継続して活動を実施する
	遮水シート（キズ破損防止）	・遮水シートの日常点検	○	継続して活動を実施する
	エネルギー削減 ＣＯ２削減	・重機の省エネ運転の実施	○	・除草作業にヤギの活用 ・水処理施設の太陽光パネルでクリーンなエネルギーを創出させる ・雨水を排除して水処理施設の消費エネルギーを軽減させる
総務部	エネルギー削減	・冷暖房機器は温度設定を行う ・冬場の暖房に薪ストーブを活用する ・事務所周囲の水散布等は雨水を利用し節水を図る ・昼休憩時の消灯の徹底	○	継続して活動を実施する
	環境が守られる	・契約時までに写真分析等の提出をしてもらう ・電話 FAX 等での事前連絡のうえ搬入してもらう様にする	○	継続して活動を実施する
	事業運営がスムーズに出来る	・廃棄物の搬入から処分までをスムーズに行う様に無線で連絡を取り合う	○	継続して活動を実施する
オディクリン部	CO_2・エネルギー削減	・無駄に回転数を上げたりふかしたりしない	○	継続して活動を実施する
	騒音発生防止	・必要以上にアイドリングを上げない	○	継続して活動を実施する
	点検整備	・試運転運転後の点検整備	○	継続して活動を実施する

部署	環境目的	活動内容	取組結果	今後の活動計画
クラッシャーラン部	重機車輌点検	・日常点検強化作業前後の点検実施	○	継続して活動を実施する
	手選別重機による作業	・リサイクル出来る物は取出す	○	継続して活動を実施する
	施設周辺清掃片付け	・作業前後の清掃をこまめに実施する	○	継続して活動を実施する
	エネルギー削減	・夏場のピーク時を避けた運転の実施	○	継続して活動を実施する
		・重機の省エネ運転の実施	○	継続して活動を実施する
資源物リサイクル部	できる限りリサイクル	・リサイクル業務についてスキルアップ	○	継続して活動を実施する
	廃棄物を燃料化	・食用油をリサイクル	○	継続して活動を実施する
	エネルギー創出	・太陽光発電の設置	○	屋根の太陽光発電パネルで発電する
	長寿命化により環境に良好	・車輌点検能力スキルアップ	○	継続して活動を実施する
収集運搬部	エコドライブの実施	・エンジンブレーキ使用、早めのシフトアップの実施	○	継続して活動を実施する
	点検整備	・エンジンオイル、タイヤの空気圧の点検	○	継続して活動を実施する
のはら荘	エネルギー創出	・太陽光発電の設置	○	継続して活動を実施する
	エネルギー削減	・不要な電気のスイッチを切るなど省エネルギーに取り組む	○	継続して活動を実施する
太陽光	エネルギー創出	・発電量維持のための除草	○	継続して活動を実施する

既に取り組んでいる・・・・・・・・・・・・・・・・・○
ある程度取り組んでいるが、さらに取組が必要・・・△
取り組んでいない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・×

５．環境関連法規への違反・訴訟などの有無

当社に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反等はありませんでした。また、関係行政機関等からの指摘・指導、利害関係者からの訴訟・苦情等もありませんでした。

法令・条例	規制内容	順守状況	評価日
環境基本法	ばい煙、汚水、廃棄物の処理や公害防止	○	令和５年10月２日
大気汚染防止法	特定施設（一般粉塵）届出	○	令和５年10月２日
水質汚濁防止法	排水基準	○	令和５年10月２日
騒音規制法	特定施設届出	○	令和５年10月２日
振動規制法	特定施設届出	○	令和５年10月２日
悪臭防止法	規制基準の遵守義務	○	令和５年10月２日
下水道法	特定施設届出	○	令和５年10月２日
廃掃法	廃棄物処理に関する許可、マニフェストの運用、処理に関する記録保持、契約書締結・保管	○	令和５年10月２日
循環型社会形成促進基本法	事業者の責務（廃棄物の排出抑制）	○	令和５年10月２日
資源有効利用促進法	３Ｒ推進	○	令和５年10月２日
熊本県環境影響評価条例	環境アセス時の一連の手続きとしくみ	○	令和５年10月２日
熊本市環境影響評価条例	環境アセス時の一連の手続きとしくみ	○	令和５年10月２日
建設リサイクル法	分別解体と再資源化を行う事を義務付け	○	令和５年10月２日
グリーン購入法	グリーン購入の促進	○	令和５年10月２日
ＰＲＴＲ法	指定物質の排出量、移動量の届出義務	○	令和５年10月２日
ダイオキシン類特別措置法	規制基準の遵守義務	○	令和５年10月２日
家電リサイクル法	家電４品目についてのリサイクルの義務化	○	令和５年10月２日
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	使用済小型電子機器の再資源化を促進	○	令和５年10月２日
フロン排出抑制法	法に基づく機器の点検義務	○	令和５年10月２日

土壌汚染対策法	処理に関する許可	○	令和５年 10 月２日
覚書書	契約に関わる取決め事項	○	令和５年 10 月２日
受入基準	自主基準を含んだ廃棄物の受入れに関する基準	○	令和５年 10 月２日
廃棄物データシート	廃棄物の適正な処理の為に性状や注意事項との情報の共有	○	令和５年 10 月２日
熊本市地下水保全条例	地下水の水質保全、涵養、節水対策の推進	○	令和５年 10 月２日
熊本県地下水保全条例	地下水の水質保全、涵養、節水対策の推進	○	令和５年 10 月２日
熊本県産業廃棄物指導要綱	廃棄物処理に関する許可	○	令和５年 10 月２日
熊本県環境基本条例	快適な環境を県民共有の資産として次の世代へ引き継ぐことを目指す	○	令和５年 10 月２日
熊本県生活環境の保全等に関する条例	規制基準の遵守義務	○	令和５年 10 月２日
水質汚濁防止法の規定に基づき排水基準を定める条例	規制基準の遵守義務	○	令和５年 10 月２日
熊本市環境基本条例		○	令和５年 10 月２日
熊本県公害防止条例		○	令和５年 10 月２日
廃棄物の処理及び清掃に関する条例	規制基準の遵守義務	○	令和５年 10 月２日
障害者総合支援法	福祉事業全般	○	令和５年 10 月２日
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	規制基準の遵守義務	○	令和５年 10 月２日
地域との環境管理協定		○	令和５年 10 月２日

６．代表者による全体の評価と見直し

令和５年 12 月１日　　代表取締役　野原雅浩

昨年から最終処分場最上層の埋立処理を行っており、埋立区画も広がっている。
継続して、騒音・振動・粉じん発生を抑えて業務を実施させたいと思う。
環境経営目標については今後見直しを行っていきたいと思う。
また、環境経営方針、環境経営計画、環境実施体制については維持していきます。

7. その他の活動

（エネルギー削減）
最終処分場内へ降った雨水をクロスラムシートで廃棄物と触れさせないように排水することにより、水処理施設の負担を軽減させています。

（総務部お昼休憩時の消灯）
総務部では、省エネの為、お昼休憩時に事務所照明を消灯する活動を実施しています。

（田植え・稲刈り体験学習、どんどや）
毎年、近くの小学生を招待して田植えや稲刈り、餅つき、サトウキビ絞りの体験学習を開いています。体験学習を通して人が生きていくうえで、数多くの動植物達の生命を貰っている事や、食べ物が口に入るまでには、どれだけの人たちの時間と労力を費やしているのかを少しでも知って貰えればと思っています。
また、地域主催の行事であるどんどやに参加させていただいており、地域とのコミュニケーションを大切にしております。

８．

(有)オー・エス収集センター組織図

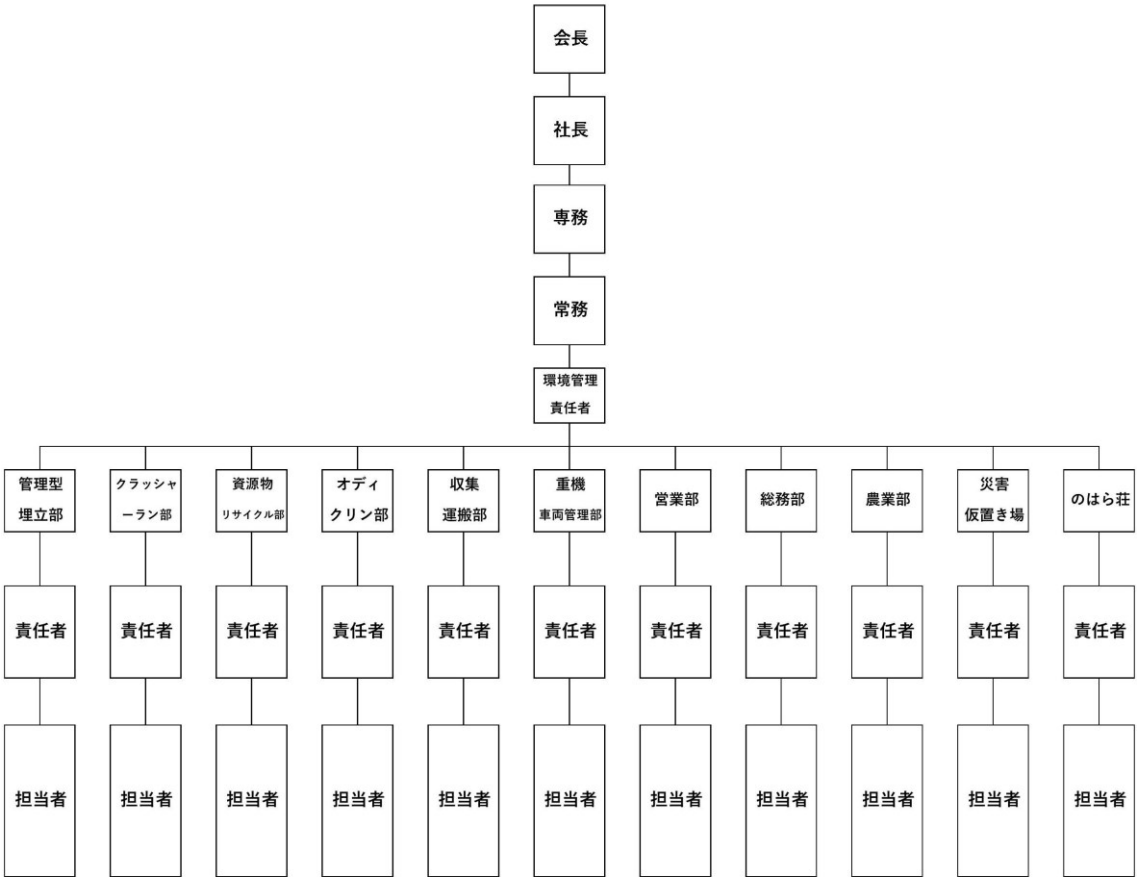

〈責任と権限〉

社長　　環境方針の策定見直し改定　環境目標・環境活動計画の承認・見直し

環境管理責任者　環境方針の周知　環境への負荷取組の自己チェック　環境関連法規制のチェック　環境目標・環境活動計画の設定　部門の環境活動計画の承認

部門長　　部門ごとの環境活動計画の策定・改定

従業員（業務担当）　環境方針の遵守　環境負荷の特定　各部門の環境改善計画の実施